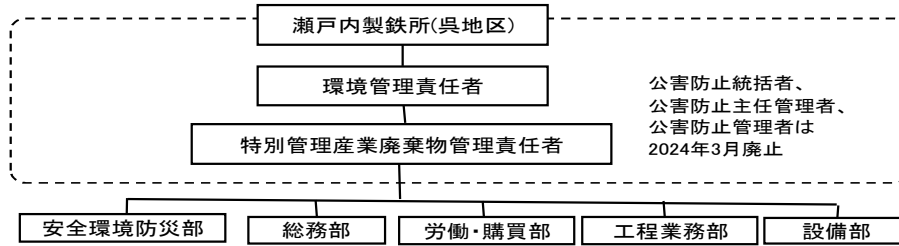


産業廃棄物処理計画書	
2024年6月17日	
呉市長様	
提出者	
住所	広島県呉市昭和町11番1号
氏名	日本製鉄株式会社 瀬戸内製鉄所 呉地区 所長 今居 武士
(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)	
電話番号	0823-25-8210
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。	
事業場の名称	日本製鉄株式会社 瀬戸内製鉄所 呉地区
事業場の所在地	広島県呉市昭和町11番1号
計画期間	2024年4月1日 ～ 2025年3月31日
当該事業場において現に行っている事業に関する事項	
①事業の種類	3299 その他の製造業
②事業の規模	2023年9月末呉地区全面休止
③従業員数	109人(2024年4月1日現在)
④産業廃棄物の一連の処理の工程	・ 呉地区では2021年度9月末に鉄源工程休止、2023年9月末に熱延工程が休止し、全面休止状態となっている。 ・ 鉄源休止以降、鉋さい、ばいじんの新たな発生はなく、在庫処分推進。 ・ 呉地区の仕舞作業にともない発生する汚泥、廃油、廃プラ等の産業廃棄物は、各処分業者に委託処理実施中。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)



産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	排出量	t	t
	(今後実施する予定の取組) (2023年度排出量計画について) ・呉地区では2021年度9月末に鉄源工程休止。2023年9月末熟延工程休止予定。 ・鉄源休止以降、鉍さい、ばいじんの新たな発生はなく、在庫処分推進。 ・汚泥、廃油、廃プラ等について、休止以降の仕舞作業に伴う発生予定量を踏まえて設定。		

産業廃棄物の分別に関する事項

別紙1のとおり

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) 同上

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項				別紙1のとおり			
①現状	【前年度（平成 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量		t		t		
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量		t		t		
	(今後実施する予定の取組)						
自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項						別紙1のとおり	
①現状	【前年度（平成 年度）実績】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量		t		t		
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量		t		t		
	(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】						
	産業廃棄物の種類						
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量		t		t		
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量		t		t		
	(今後実施する予定の取組)						

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	t	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	t	t
	(今後実施する予定の取組)		

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

別紙1のとおり

①現状	【前年度（平成 年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	優良認定処理業者への処理委託量	t	t
	再生利用業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者への処理委託量	t	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	t	t
	(これまでに実施した取組)		

②計画		【目標】 別紙1のとおり		
		産業廃棄物の種類		
		全処理委託量	t	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	t	t
		再生利用業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	t	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	t
		(今後実施する予定の取組) ・各廃棄物とも優良認定業者への委託を積極的に推進。		

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

別紙1(廃棄物処理法-産業廃棄物処理計画書)

現状：前年度（2023年度）実績量

計画：今年度（2024年度）計画量

単位:トン/年

[illegible]

単位:トン/年

産業廃棄物の種類	処理委託に関する事項									
	全処理委託量		優良認定処理業者への 処理委託量		再生利用業者への 処理委託量		認定熱回収業者への 処理委託量		認定熱回収業者以外の熱回収 を行う業者への処理委託量	
	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
燃え殻										
汚泥	35,019.59	39,144.00	20,217.24	22,598.31	11,586.98	12,951.63				
廃油	625.92	625.92	625.92	625.92	612.42	612.42				
廃酸	0.00	0.00								
廃アルカリ	11.80	11.80								
廃プラスチック類	321.76	321.76	81.16	81.16	115.00	115.00				
紙くず										
木くず	121.84	121.84			121.84	121.84				
繊維くず										
動植物性残さ										
動物系固形不要物										
ゴムくず										
金属くず										
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	9.48	9.48	6.60	6.60	0.00	0.00				
鋳さい	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00				
がれき類	0.00	4,200.00	0.00	4,200.00	0.00	1,200.00				
動物のふん尿										
動物の死体										
ばいじん										
合計	36,110.39	44,434.80	20,930.92	27,511.99	12,436.24	15,000.89	0.00	0.00	0.00	0.00